

JAS
0416

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

生産情報公表養殖魚

Cultivated fish with production details

2008年 3月 21日 制定

2024年 7月 12日 改正

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 生産の方法	2
5 表示	2
5.1 表示事項	2
5.2 表示の方法	2
5.3 表示禁止事項	3

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0416 : 2019**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

生産情報公表養殖魚

Cultivated fish with production details

1 適用範囲

この規格は、生産情報公表養殖魚の生産の方法について規定する。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

生産情報

養殖魚の生産に係る次に掲げる情報

- 養殖業者の氏名又は名称、住所及び連絡先（認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日）
- 養殖場の所在地
- 養殖魚の水揚げの年月日
- 種苗の種類
- 種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。）
- 養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称
- 養殖業者が使用した動物用医薬品〔種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 3 項の規定によって人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。〕の薬効別分類及び名称
- 養殖に使用された漁網防汚剤の名称

3.2

養殖業者

養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするもの

3.3

種苗の種類

天然種苗又は人工種苗の別

3.4

天然種苗

自然産卵によってふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗

3.5

人工種苗

天然種苗以外の種苗

3.6

漁網防汚剤

いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材

3.7

生産情報公表養殖魚

箇条 4 及び箇条 5 の要求事項に適合する養殖魚

3.8

識別番号

同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるもの

4 生産の方法

生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保存し、事実即ち公表していることとする。

注 1) 公表する方法の例として、電話で回答する方法、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。

5 表示

5.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、b) にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、養殖魚に近接した掲示その他の見やすい場所に事実即ち表示されている場合には、省略してよい。

- a) 識別番号
- b) 生産情報の公表の方法

注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従わなければならないとされている。

5.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) 名称 名称の表示は、その内容を表す一般的な名称に近接して“生産情報公表養殖魚”と記載しなければならない。
- b) 識別番号 識別番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、養殖魚に近接した掲示その他の見やすい場所に記載していなければならない。
- c) 生産情報の公表の方法 生産情報の公表の方法の表示は、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス

ス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、養殖魚に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。

注²⁾ 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.3 表示禁止事項

表示禁止事項については、5.1に規定する事項及び箇条4の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

制定等の履歴

制 定 平成20年 3月21日農林水産省告示第 416号
確 認 平成25年 2月25日農林水産省告示第 503号
改 正 平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
改 正 平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号
確 認 平成30年 3月28日農林水産省告示第 637号
改 正 平成30年 3月29日農林水産省告示第 683号
改 正 令和元年12月13日農林水産省告示第1632号
最終改正 令和 6年 7月12日農林水産省告示第1372号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6年 7月 12日農林水産省告示第 1372号
令和 6年 8月 11日から施行する。